

憲法第二四條の成立過程について

篠 原 光 児

一 はじめに

戦後の日本社会における民主化改革のかなめとして日本国憲法が生をうけて、五〇年の時をへようとしている。その間、そこでかかげられた新しい価値は、徐々に人々のあいだに浸透し、定着しているように思われる。

このことは、日常生活の最も基本的な家庭生活のあり方をとってみても分かる。すなわち、戦前の家庭生活は、「家・戸主権・家督相続」の一連の制度のもとで、命令服従の關係に習慣づけられていた。そうすることが、「父母に孝、兄弟に友、夫婦相和し」、一家団欒の幸福を得ることになると考えられたのである。これに対し憲法第二四條は、次のように定める。

「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、

維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

この条文は、そのような制度を改めて、家庭生活を民主化するために、「個人の尊厳と両性の本質的平等」を確保しようとするのである。その結果、憲法の中に盛り込まれたこの理念は、現在では多くの人々の家庭生活（さらに日常生活）における心構えと態度とによく反映しているようにみうけられる。

そういう性格をもった日本国憲法（したがって第二四条）は、しかしながら、「日本国民の意思のみによって成立したものでなかった」⁽¹⁾。いうまでもなく、それは、連合軍（主としてアメリカ）による日本占領という厳しい状況のもとに、マッカーサー総司令官が自ら憲法改正案を起草し、これを基礎に日本側が検討を加えることによって作られたものである。

そのうち、最近、日本国憲法のいわば受精ともいうべき時とその出産ともいうべき時の様子を伝える記録が、相前後して公開された。一つは、ベアテ・シロタ・ゴードン『一九四五年のクリスマス——日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝』（柏書房、一九九五年）であり、他は、衆議院事務局（編）『第九〇回帝國議會衆議院帝國憲法改正案委員小委員会速記録』（衆議院、一九九五年）および参議院事務局（編）『帝國憲法改正案特別委員小委員会筆記要旨』（参友会、一九九六年）である。前者は、総司令官（GHQ）の民間人要員となり日本に赴任した著者が、民政局の一員として総司令官案（いわゆるマッカーサー草案）の起草にあたった内幕をまじえて語った回想録である。⁽²⁾ また後二者は、憲法改正案を審議した第九〇回帝國議會のうち、衆議院小委員会の審議について、かねて衆議院事務局に保管されて

いた議事録が、次いで貴族院小委員会の議事について、当時の貴族院事務局が要点を書きとめ作成していた記録が、それぞれ公開されたものである。⁽³⁾

日本国憲法誕生の過程の解明について、これらが一体どのような意味をもつかという問題は、一つの大きな問題であるが、それについて検討することはこの小稿の目的とするところではない。そのかわりに、ここでは、それらの文献を手がかりに、憲法第二四条に焦点をあてることによって、その条文の成立過程をふり返ってみようと思う。そのさい、その過程を三つに分けて、まず総司令部案の起草までをあとづけ、ついで日本政府の成案を得るまでの変遷を追ひ、さらに議会での審議の経過をたどることにはしたい。

- (1) 高柳賢三＝大友一郎＝田中英夫・日本国憲法制定の過程Ⅰ（一九七二年）〔以下「高柳＝大友＝田中一巻」として引用〕のうちの「序にかえて」（高柳賢三）。
- (2) 同書の刊行にさいしては、まずベアテ・シロタ・ゴードン夫人が日本語で自らの体験をテープに吹き込み、それをもとにドキュメンタリー工房の平岡磨紀子取締役プロデューサーが取材しながら構成を練り文章を執筆するという方法がとられている。なお、朝日新聞一九九五年一月二十四日の「ひと」欄には、本の出版を機に来日したゴードン夫人が紹介されている。
- (3) 前者は、その「まえがき」によれば、九五年六月一六日の衆議院議院運営委員会において、それまで秘密扱いとされてきたのを解除して公開することが決定されたことによるものであり、後者は、朝日新聞一九九六年一月二二日の記事によれば、九五年八月ごろ、国会内の書庫で発見されたことから公表されたものであるという。大石眞「憲法制定史の現況」ジュリスト一〇八九号一〇八頁、一〇八一―〇九頁（一九九六年）は、この二つの資料に言及している。

二 「シロタ草案」から総司令部案まで

ベアテ・シロタ・ゴードン (Beate Strota Gordon) —— 当時はベアテ・シロタ⁽⁴⁾ —— という女性が総司令部案の起草に
関与したことは、日本国憲法の成立史に関するこれまでの文献からもうかがえる。はじめに、そこにいたるまでの彼
女について簡単に紹介しておこう。⁽⁵⁾

ベアテ・シロタは、ロシアのピアノニスト、レオ・シロタとその妻オーギュステイーヌとの間に、一九二三年ウイ
ンで誕生した。一九二九年、山田耕筈に請われ東京音楽学校に赴任する父に伴ない、一家で来日。五歳から一五歳ま
での一〇年間を東京で過ごし、日本語を自由に話した。その間、一二歳のときには二・二六事件を体験するなど、日
本が戦争色に染まって行くありさまを見聞きしている。一方、家庭ではヨーロッパ式の生活スタイルを身につけると
ともに、ドイツ学校では厳格な教育をうけていたらしい。もっとも、そこへナチの教師が派遣されてきたことから、
ユダヤ人のシロタはアメリカン・スクールに転校している。その後、一九三九年に留学のために一人でアメリカに渡
り、女子大学で文学を専攻した後、日本語の語学力を活かして仕事につく。しかし、「自由、平等の国で、……女性
の非力さを知」り、「くやしさと自己嫌悪を感じ」ながら、一九四五年二月二四日、クリスマスイブの日、「両親
に逢いたかったばかりに、GHQに職を求めて、日本に帰」国。間もなく、「外国人として日本で苦しい生活を余儀
なくされていた両親と劇的な再会を果たす。」その時、シロタは二二歳であった。

それからわずか一か月後の翌一九四六年二月四日(月曜日)、シロタは、「生涯の中で、一國の憲法を書くという、
誰にも経験できないまたとないチャンス」に出くわす。その日、午前中に開かれた民政局の会合の冒頭、局長のホイッ

トニー (Courtney Whitney) は、次のように述べる。⁽⁶⁾

「紳士淑女諸君、今日は憲法会議のために集まってもらった。これからの一週間、民政局は、憲法草案を書くという作業をすることになる。マッカーサー元帥は、日本国民のための新しい憲法を起草するという歴史的にも意義深い仕事を、民政局のわれわれに命じられた」。

シロタには、はじめ、「この言葉が何を意味するか理解ができなかった」という。「緊張と驚き」の中で、「下っぱ」の彼女は、「耳をそばだて」、「夢中になってメモする。」ホイットニーが話を終わると、ただちにスタッフの割当てが始められた。⁽⁷⁾（のちの民政局次長）ケーティス (Charles L. Kates) からなる運営委員会とその下に七つの小委員会が組織され、シロタはそのうちの人権に関する小委員会に配属される。⁽⁸⁾ 人権小委員会には、シロタのほか、リーダーであり、「世界を渡り歩いたコスモポリタンで実に広い視野を持った」ロウスト (Pieter K. Roest)（当時四七歳）、一時期日本に滞在し、「おそらく民政局員の中では、一番の日本通だった」ワイルズ (Harry Emerson Wilds)（当時五五歳）の二人の男性がいた。⁽⁹⁾

こうして、憲法といえは、「ハイスクールの社会学で習った程度の知識しかない」、まして「日本の憲法がどうなっているかは、皆目知らなかった」二二歳の女性は、「日本国民のための新しい憲法を起草する」こととなる。⁽¹⁰⁾ さて、「憲法会議」が終わると、ロウストとシロタの間に、次のようなやりとりが交わされる。⁽¹¹⁾

ロウスト中佐が、

「あなたは女性だから、女性の権利を書いたらどうですか？」

と言ってくれた。嬉しかった。飛び上がるほど嬉しかった。

「教育の自由についても書きたいのです」

「いいですよ」

ロウスト中佐は、にこやかに頷いた。

シロタは、さっそく、「手本になる憲法を見つめる」ために、都内にあるいくつかの図書館や大学から数か国の憲法を集め、要点を書き抜く作業にふける。「私は、日本の国がよくなることは、女性と子供が幸せになることだと考えていた。だから、いろいろな国の憲法を読んでも、その部分だけが目に入ってきた」、中でも「ワイマール憲法とソビエト憲法は私を夢中にさせた」という。これに対し、アメリカ憲法は、「女性の権利について……素っ気ない字句が並んでいた」し、また明治憲法は、「参考にしようにも、反面教師でしかなかった」うえ、二月一日の毎日新聞がスクープした「松本案」をみても、「その中に女性、母親、家庭、児童という言葉は全く発見できなかった」と、彼女は述べる。⁽¹²⁾ そのときの思いを、シロタは、次のように回想している。⁽¹³⁾

「私は、各国の憲法を読みながら、日本の女性が幸せになるには、何が一番大事かを考えた。それは、昨日からずっと考えていた疑問だった。赤ん坊を背負った女性、男性の後をうつむき加減に歩く女性、親の決めた相手と渋々お見合いをさせられる娘さんの姿が、次々と浮かんで消えた。子供が生まれたいというだけで離婚される日本女性。家庭の中では夫の財布を握っているけれど、法律的には、財産権もない日本女性。『女子供』（おんなこども）とまとめて呼ばれ、子供と成人男子との中間の存在でしかない日本女性。これをなんとかしなければいけない。女性の権利をはっきり掲げなければならない。

私は、抜き書きしたものを整理し、女性の権利に関するものを事柄別に分けた。

まず、男女は平等でなくては……。財産権は当然。教育、職業、選挙権に関する平等。これは、独身であつても、妻であつても同じ。妊娠中や子だくさんのお母さんの生活の保護。病院も無料にならないと……。これは子供にも適用すべきだ。婚姻も、親ではなく自分の意思で決められるように……。

私は、生きて行く人間にとって一番大切なものは、「家庭」であり、その家庭の中では「男女は平等である」ことを謳っておかなければならないと考えた。」

このような発想のもとに、家庭と婚姻について一つの条文——これを「シロタ草案」とよぶ——が作られる。

「家庭は、人類社会の基礎であり、その伝統は、善きにつけ悪しきにつけ国全体に浸透する。それ故、婚姻と家庭とは、法の保護を受ける。婚姻と家庭とは、両性が法律的にも社会的にも平等であることは当然である（「との考え」）に基礎をおき、親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ男性の支配ではなく「両性の」協力に基づくべきことを、ここに定める。これらの原理に反する法律は廃止され、それに代わつて、配偶者の選択、財産権、相続、本居の選択、離婚並びに婚姻および家庭に関するその他の事項を、個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立つて定める法律が制定されるべきである。⁽¹⁴⁾」（加筆は原文のものである。）

シロタ自身は、これを「家庭の中心である妻の権利が、すべて含まれている」、あるいは「女性の基本的人権がすべて盛り込んである重要な条項」と考えた。しかし、彼女の「夢と理想」は、この一条だけでは満足しない。これにつづいて、シロタは、「日本女性に最高の幸せを贈」るために、「母性の保護」についての条項をも作成する。さらにいえば、「私は、女性の権利を具体的に憲法に書いてあれば、民法でも無視することができないはずだと考えた。

官僚になるのは、大半が男性であるだろうし、その男性たちは、保守的であることがわかっていたからだ」というのが、シロタの考えであった。

こうして書き上げられた条文は、ロウストとワイルズがそれぞれ分担して起草した条文と整理されたうえで、人権の章の試案として運営委員会との討議にかけられる。ところが、「憲法作成作業のGHQのアメリカー人すら、女性への理解者ではなかった。」というのは、人権小委員会の激しい抵抗にもかかわらず、シロタが「日本の社会制度、公衆衛生、無償の教育制度、医療制度、さらに養子法および若年労働と搾取の禁止など、どれも不幸な立場の日本の女性と、かわいそうな子供たちを救いたい気持ちを書いた」という諸規定⁽¹⁵⁾は、「憲法に入れるには細かすぎる。原則を書いておくだけにとどめ、詳細は制定法によるべきだ」とするケーティスらによって、ほぼ全面的に削られてしまったのである。⁽¹⁶⁾

これに対し、家庭と婚姻に関する「シロタ草案」については、「婚姻と家庭とは、法の保護を受ける。婚姻と家庭とは、両性が法律的にも社会的にも平等であることは当然である」というところを、「文章をもう少し簡潔に」するよう指示がなされたほかは、議論がなかった、とシロタは述べている。(実際、その討議の場では、わずかに「当然」が「争うべからざるもの」に改められただけであった。)⁽¹⁷⁾

ついでこれが、運営委員会による最終的な検討をへて総司令部案となる。その第二三条は、次のようなものである。⁽¹⁷⁾

“The family is the basis of human society and its traditions for good or evil permeate the nation. Hence ^{Marriage} marriage and the family are protected by law, and it is hereby ordained that they shall rest upon the ^{foundational} ^{indispensable} undisputed legal and social equality of both sexes, \ upon mutual consent instead of parental coercion,

maintained through and upon cooperation instead of male domination. Laws contrary to these principles shall be abolished, and other matters pertaining to marriage and the family from the standpoint of individual dignity and the essential equality of the sexes.” (「シロタ草案」が総司令部案ではイタリッタのように改められている。)

これを「シロタ草案」と比べてみると、「それ故、婚姻と家庭とは、法の保護を受ける」という一句が除かれていること⁽¹⁸⁾、そのあとに「婚姻と家庭とは」云々とあったのが、「婚姻は」云々に変わっていることが、特に注目される。

それでは、運営委員会の検討の結果、「シロタ草案」の意図ないし目的は変更されたのであろうか。この点につき、シロタ自身は、「明治憲法に一字も入っていなかった『女性』や『児童』の文字を、とにかく新しい憲法の中に入れておくことはできたのだ。ケーティス大佐らに削られた条項のことはくやしなかったけれど、やるだけはやったのだ」と述べているところからいって、一応総司令部案を評価していたことがうかがえる。一方、総司令部案の意図をマッカーサーに対し説明するために(ホイットニー民政局長によって)添えられた「覚え書き」に、「これらの規定のうちには、時代錯誤的な家族慣習——これは日本における封建的諸制度を永続化する傾きをもつものだが——を除去することを目的としたものもある⁽¹⁹⁾」と記されているのは、別の表現がとられてはいるものの、少なくとも第二三条を指していることであると思われる。また、そこでいう「時代錯誤的な家族慣習(anachronistic family customs)」が、「親の強制」と「男性の支配」による戦前の家庭生活を含むことも、おそらく疑いなくであろう。これらのことを考えあわせると、その間の文言の変化は、「シロタ草案」の内容の変化までも意味しないものとみてよいように思われる。

それはともかく、こうしてシロタは、極秘のうちに、「一国の憲法」を「一週間」で書き終える。そして、前文と本文九二か条からなる総司令部案は、二月二日、マッカーサーの承認をうけて出来あがる。のみならず、シロタは、「はからずも」その着床ともいふべき瞬間に立ち会うことになる。

(4) ベアテ・シロタは、後述のように、日本側と総司令部側が徹夜で憲法案を審議したさい、通訳として同席していたジョセフ・ゴードン (Joseph Gordon) と知り合い、一九四七年五月に一年半の日本滞在を終えてアメリカに帰った後、彼と結婚している。ここでは、当時の氏名によった。また、田中英夫・憲法制定過程覚え書一三三—三四頁 (一九七九年) (以下「田中英夫」として引用) でも、彼女の履歴が紹介されている。

(5) この章でかきかっ書きの部分は、別段の表示がない限り、ベアテ・シロタ・ゴードン・一九四五年のクリスマス (一九九五年) 「以下「ベアテ」と略記」からの引用である。あらかじめ諒承しておかれない。

(6) ベアテ一三九頁。

(7) 同書四〇頁では、当時の民政局のスタッフについて、「民政局のメンバーの多くが、かつてルースベルト大統領が大恐慌克服のために諸改革を行った、かのヘンリー・デュール政策の信奉者で、ニューディーラーを自認していた。彼らは、アメリカで果たせなかった改革の夢を、焼け野原の日本で実現させたいという情熱を持っていた」と記されている。

(8) ケーデイス氏自らが憲法制定過程を明かしたチャールズ・L・ケーデイス・竹前栄治 | 岡部史信 (訳) 「日本国憲法制定におけるアメリカの役割 (上・下)」法律時報六五巻六号二七頁、三三頁、七号二三頁 (一九九三年) も、このことを認めている。なお、一九九六年六月二〇日付けの朝日新聞夕刊は、五百旗頭真教授の談話とともに、ケーデイス氏の計報を伝えている。

(9) 田中英夫一三四頁は、人権小委員会三人のうち、「戦前の日本を知っている二人は、日本が、軍事的大国でありながらその社会生活は貧しく、かつ強者の支配がまかり通っていたという事態を改めなければならぬと考えたことであろう。また、とくにシロタは、女性として、日本における男女の不平等、父の子に対する専制的支配に対して強い批判をもったことであろう」と指摘した

うえで、それだけに「改革者的情熱」から、のちに書きあげられる人権の章の試案に、改革のポリシーを謳ったプログラムの規定が数多く設けられることになると説いている。

(10) ベアテ三〇八頁は、「一九五〇年代に入って日本で憲法『改正』の動きが起こった。私は、当時、一二歳の女性が書いた憲法ということを口実に、人権条項を改変されることを恐れた。実際、憲法『改正』の動きの時に、『世間知らずの若い娘が、日本国憲法の制定に加わっていた』ということが、問題になったのだ。私はこのことがあってから、身近な人にも憲法のことはいっさい言わないようにしていた」という。

(11) ベアテ一四八頁。

(12) あるいは、これより前、ケーディス氏とともに来日中のゴードン夫人を取材した「ベアテの日本国憲法」朝日新聞一九九三年四月二六日夕刊、四月二七日夕刊、四月二八日夕刊のうち、後の記事では、「女性の権利を担当したベアテは『参考にしたのはスキャンジナビアの国の憲法』といい、『日本の学者の案は研究しませんでした』と話している」ことが報じられている。

(13) ベアテ一五三―五六頁。

(14) 高柳||大友||田中||巻二二三、二二五頁の翻訳による。なお、ベアテ一五六頁を見よ。参考までに、シロタがこの条文の「お手本」にしたというワイマール憲法第一一九条を次に掲げておく。訳文は、高木八尺||末延三次||宮沢俊義(編)・人権宣言集二〇三頁(一九五七年)によった。

「(一) 婚姻は、家庭生活および国民の維持・増殖の基礎として、憲法の特別の保護をうける。婚姻は、両性の同権を基礎とする。

(二) 家族の清潔維持、健全化および社会的助長は、国および市町村の任務である。子供の多い家庭は、これを埋合わせる配慮を求める権利を有する。

(三) 母性は、国の保護および配慮を求める権利を有する。」

(15) ベアテ一六一―一六五、一八六―一八八頁に、その紹介がある。

(16) この点につき、田中英夫一三〇頁は、「非法律家のみによって構成されていた人権に関する小委員会が、新しい日本の姿に対する理想をできるだけ憲法の中に盛り込もうとしたのに対し、法律家によって構成されていた運営委員会が、人権の章を裁判所が違憲立法審査権の行使を通してエンフォースできる条文を中心に構成しようとし、立法にまかせてよいものはなるべく憲法からは省

くのがよいとの立場をとったことにある」と説いている。もっとも、それでもなおシロタが書いた条項のうちのいくつかは、字句を大幅に修正されたうえで、現在の条文（児童酷使の禁止、勤労の権利、国の社会的使命など）に盛り込まれている。

(17) 高柳⇨大友⇨田中⇨一巻⇨三二⇨二二⇨二五、二七⇨六⇨七⇨八頁には、「シロタ草案」と総司令部案のそれぞれの原文と翻訳が掲げられている。

(18) 高柳賢三⇨大友⇨一郎⇨田中英夫・日本国憲法制定の過程⇨二一六⇨九⇨七⇨〇頁（一九七二年）（以下「高柳⇨大友⇨田中⇨二巻」として引用）によれば、「これは、……運営委員会による最終的検討で、このようなことは憲法で規定するのが妥当であるかどうかは疑問であり、むしろ法律の規定にまつべきであると指摘されたためと思われる」という。

(19) 高柳⇨大友⇨田中⇨一巻⇨三〇⇨五頁以下の「〔総司令部側〕憲法改正〔案〕の説明のための覚え書き」の文書中三〇九頁。

(20) 田中英夫⇨二⇨三⇨八頁は、「シロタ草案」を評して「旧家族的な『家』制度に対する強い批判を示している」とみる。

三 日本案

二月一三日に総司令部案の提示をうけた日本政府は、結局二月二六日の閣議で、それを受け容れ、総司令部案の線に沿って憲法改正を行なうことを正式に決定する。その時、「早急のうちに訳された」総司令部案全体の「外務省仮訳」が配布された。「日本の閣議がはじめてマッカーサ草案の内容を知り、それについて論議したのは、その英語の原文によってではなく、この閣議配布案によってである。」⁽²¹⁾「閣議配布案」によれば、総司令部案第二三条は、次の通りである。⁽²²⁾

「家族ハ人類社会ノ基底ニシテ其ノ伝統ハ善カレ悪シカレ国民ニ渗透ス婚姻ハ男女両性ノ法律上及社会上ノ争

フ可カラサル平等ノ上ニ存シ両親ノ強要ノ代リニ相互同意ノ上ニ基礎ツケラレ且男性支配ノ代リニ協力ニ依リ維持セラルヘシ此等ノ原則ニ反スル諸法律ハ廢止セラレ配偶者ノ選択、財産權、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ關スル其ノ他ノ事項ヲ個人ノ威嚴及両性ノ本質的平等ニ立脚スル他ノ法律ヲ以テ之ニ代フヘシ」。(傍線の部分は、「外務省仮訳」では「本質」となっていたが、法制局でそれが訂正された結果、「閣議配布案」ではこのようになっている。)

そこで、松本蒸治國務大臣のもとで佐藤達夫法制局第一部長が中心となり、日本案の作成にとりかかることになる。佐藤達夫は、「まず草案の内容に目を通して、それが憲法問題調査委員会の案とはちがった飛躍的なものであり、思いがけない内容の、しかもエキゾチックな条文に充ちみちていることを知って非常に大きな衝撃を受けた」という⁽²³⁾ともあれ、「マ草案を横目ににらみ」ながら三月二日までに全体にわたって一応書き終えられた試案が、「三月二日案」である。そのうち、「第三章」の人権の章を担当した佐藤は、総司令部案に「相当大幅な調整を加え」る⁽²⁴⁾。そして、「マ草案第二三条中の『家族ハ人類社会ノ基底ニシテ其ノ伝統ハ善カレ悪シカレ國民ニ滲透ス』の一節は、それ自体、別段の法律の意味が認められず、また、体裁の上でも日本流の法文の形になじまないという気持から日本案には加えなかつた」と、佐藤は語る。彼によれば、「三月二日案」の第三七条は、次のようになる⁽²⁶⁾。

「婚姻ハ男女相互ノ合意ニ基キテノミ成立シ、且夫婦方同等ノ權利ヲ有スルコトヲ基本トシ相互ノ協力ニ依リ維持セラルベキモノトス。」

この「三月二日案」は、三月四日（月曜日）、日本文のまま、取りあえず総司令部に提出される。ところが、案の英訳を終えたケイティスらは、突然、確定案を作ることを申し入れ、日本側と逐条の検討に入る。そこに通訳として

出席していたのが、シロタであった。そのときの様子を、佐藤達夫は、こう記している。⁽²⁷⁾「日本側では、私が法律論の相手をつとめ……た。私の通訳は、大体ミス・シロタという司令部側の若い婦人がやってくれた。……法律用語にさえ気を付けておれば、このシロタ嬢で十分であった。この人は日本に長くいた音楽家レオ・シロタ氏の娘と聞いていただけに、日本語もよくわかるし、頭も鋭敏で私の意のあるところは、そのままに伝えてくれたと思っっている。なお、白洲氏にもときどき発言をたのんだ。」

折衝は徹夜で行なわれる。審議が人権条項に入ると、シロタによれば、次のようなやりとりが交わされる。⁽²⁸⁾

「次の人権に関する条項は、日本の国には向かない点が多々あります」

日本側の発言に、私の眠気は吹っ飛んだ。そして、日本人には適さない点が次々と指摘された。その中には、聞き捨てならない発言もあった。

「女性の権利の問題だが、日本には、女性が男性と同じ権利を持つ土壌はない。日本女性には適さない条文が目立つ」

通訳として会議に出ていた私は、日本側の言い分を正確に伝えなければいけない。気持ちは複雑だった。

「しかし、マッカーサー元帥は、占領政策の最初に婦人の選挙権の授与を進めたように、女性の解放を望んでおられる。しかも、この条項は、この日本で育て、日本をよく知っているミス・シロタが、日本女性の立場や気持ちを考えながら、一心不乱に書いたものです。悪いことが書かれているはずはありません。これをパスさせませんか？」

ケーデイス大佐の言葉に、日本側の佐藤達夫さんや白洲さんらが一斉に私を見た。彼らは、私を日本人に好意

を持ってゐる通訳として見ていたので、びっくりしたのだった。

一瞬、空白の時があった。

「このシロタさんが？ それじゃあ、ケイデイス大佐のおっしゃる通りにしましょう」

日本側は、私の顔を見て承諾せざるを得なかった。⁽²⁹⁾

これに対し、佐藤達夫は、次のように語る。⁽³⁰⁾

「先方は日本案の第三章はマ草案とすっかりちがっている、これを審議しても意味がない・といい出した。これに対しては、白洲次長を通じて、われわれの案は、条文の順序などをアレンジしているけれども、根本趣旨においてマ草案と大きなちがいはない・ということを弁明したが、とにかく、マ草案を台本として進行することになった。」

そして、彼はこう説いている。⁽³¹⁾

「婚姻及び家族生活に関する第二三条の最初の部分『家族ハ人類社会ノ基底ニシテ其ノ伝統ハ善カレ悪シカレ国民ニ滲透ス……』は、文章として日本の法制の体裁に合わないから・ということであつて、これを削ることに同意を得、また、『両親ノ強要ノ代リニ……、男性支配ノ代リニ……』といったような表現を改めて、日本案第三七条の形にした。

なお、後段の『此等ノ原則ニ反スル諸法律ハ廃止セラレ……他ノ法律ヲ以テ之ニ代フヘシ』は同じマ草案第九〇条の『此ノ憲法……ハ国民ノ至上法ニシテ其ノ規定ニ反スル公ノ法律……ハ法律上ノ効力ヲ有セサルヘシ』によつて完全にカバーされることを指摘した結果、これを削つて、その部分を『配偶者ノ選択、財産権、相続……其ノ他ノ事項ニ関シ個人ノ威厳及両性ノ本質的平等ニ立脚セル法律ヲ制定スヘシ』というような形でマ草案第二

項をとり入れた。これに対し先方は改善だといった。これが新二二条となる。」

その結果「新二二条」は、次のように落ち着く。⁽³²⁾

「婚姻ハ男女相互ノ合意ニ基キテノミ成立シ、且夫婦ガ同等ノ権利ヲ有スルコトヲ基本トシ相互ノ協力ニ依リ維持セラルヘキモノトス

配偶者ノ選択、財産権、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ニ関シ個人ノ威敵及両性ノ本質的平等ニ立脚セル法律ヲ制定スヘシ」。(このときに、それまで一つの条文として置かれていたのが、二項に分けられる。)

こうして「新二二条」は、「三月二日案」より「総司令部案に近い案に戻った」⁽³³⁾うえて、全条文が取りまとめられて「三月五日案」となる。そこで、日本政府は、これを政府案とすることに決め、日本文の表現を整えたあと、三月六日、急転直下、「憲法改正草案要綱」として発表した。その第二二は、次のようなものである。⁽³⁴⁾

「婚姻ハ両性双方ノ合意ニ基キテノミ成立シ且夫婦ガ同等ノ権利ヲ有スルコトヲ基本トシ相互ノ協力ニ依リ維持セラルベキコト

配偶ノ選択、財産権、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ニ関シ個人ノ權威及両性ノ本質的平等ニ立脚スル法律ヲ制定スベキコト」。

さらにこれが、字句を修正され、ひらがな口語体で条文化されたものが、次にかかげる四月一七日発表の「憲法改正草案」第二二条となる。⁽³⁵⁾

「婚姻は、両性の合意に基いてのみ成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、

維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の権威と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

このうち、間もなく開かれた枢密院の審議の最中に、政府側によって字句の訂正がなされ、「両性の合意に基いてのみ」という文言が「両性の合意のみに基いて」に修正される⁽³⁶⁾。結局、これが成案となって議会で提出されることになる。

以上のようにして、はじめ、「この条文は、婚姻と夫婦およびその子によって構成される家庭とについて、双方に等しく重点を置いて規定するものから、漸次、主として婚姻について規定するものとなり、それらの面における個人の尊厳と両性の平等を強調するものとなったのである」⁽³⁷⁾。

問題は、その枢密院の審査委員会で委員と政府側との間に交わされたという、次のような質疑応答である。「家族制度について、林委員からの『第二二条は、家族制度を廃止する趣旨か。』という質問に対し、佐藤は『個人主義の原則に立つことになるが、家を正面から否定することにはならない。『本質的平等』であって平面的平等ではない。』と答えた。⁽³⁸⁾」

第二二条の立案者として、佐藤達夫が「家を正面から否定することにはならない」と考えていたとすれば、シロタが「生きて行く人間にとって一番大切なものは、『家庭』であり、その家庭の中では、『男女は平等である』ことを謳ったといい、また総司令部が「時代錯誤的な家族慣習……を除去することを目的とした」というその「根本趣旨」と、「大きなちがい」があったといわざるをえないように思われる。もしそのことについて総司令部側と日本側の双方に

十分な認識があったとしたら、「家族ハ人類社会ノ基底ニシテ其ノ伝統ハ善カレ悪シカレ国民ニ滲透ス」という法文は、体裁の善し悪しにかかわらず、そのような精神を表わすものとして、あるいは削られずにするだかもしれない。

- (21) 宮沢俊義「佐藤功「マッカアサア憲法草案解説」国家学会雑誌六八巻一・二号一頁、四頁（一九五四年）。なお、ここでは、「閣議配布案」において訂正された「外務省仮訳」の字句も、あわせて掲げられている。
- (22) 訳文は、前註に記した巻末の「マッカアサア憲法草案」によった。
- (23) 佐藤達夫・日本国憲法成立史第三卷一六頁（佐藤功補訂、一九九四年）〔以下「佐藤達夫三卷」として引用〕。
- (24) 佐藤達夫三卷七七頁。
- (25) 同書七八頁。
- (26) 同書九七頁。
- (27) 同書一〇頁。引用文中「白洲氏」とは、終戦連絡中央事務局次長の白洲次郎氏を指している。
- (28) ベアテ二一五―一六頁。
- (29) シロタはまた別の機会に次のようにいっている（朝日新聞一九九三年四月二七日夕刊）。
- 「男女同権のところに来たら、日本側が強く反発するんです。でもケーデイスが『これはシロタ嫌が確固たる信念で作ったから可決しましょう』と押し切ってしまいました」。
- (30) 佐藤達夫三卷二一九頁。
- (31) 同書一二二頁。
- (32) 同書一六六頁。
- (33) 田中英夫七九頁。
- (34) 佐藤達夫三卷二一九頁。発表された要綱をめぐる、法制局は内部で関係各省との打合せを行ない、問題点を整理したという。そのうち、本条項については、「相統順位ノ問題アリ、家督相統制ノ解消ヲ要スルコトナラズヤ」というコメントがある（同書二

四四頁）。

(35) 同書三三九頁。その後の問題になるが、利谷信義「我妻先生とGHQ」唄孝一・家族法著作選集・月報3（一九九二年）は、憲法草案の発表後人権小委員会のリーダーであったロウストが、新憲法の下における民法の改革試案について、我妻栄にインタビューした記録の概要を紹介している。

(36) 佐藤達夫三卷四三一頁。

(37) 高柳大友田中二卷一七〇頁。

(38) 佐藤達夫三卷三九七頁。引用文中「林委員」とは枢密院の林頼三郎顧問官を、「佐藤」とは佐藤達夫法制局次長（当時）を、それぞれ指している。しかしその一方で、我妻栄（編）・戦後における民法改正の経過一一一七頁（一九五六年）では、当時民法改正に備えて、司法省の奥野健一民事局長を中心に、家の廃止を盛り込んだ「民事局試案」が作られたことが指摘されている。

四 二つの小委員会

六月二〇日、帝国議会上に提出された憲法改正案は、まず衆議院で審議される。本会議に次いで、（特別）委員会が開かれ、さらに修正案の調整のために小委員会が置かれた。そのさい、七月三〇日の第五回小委員会で、第二二条の家族制度に関連する問題について、委員会と政府側の間に、次のようなやりとりが交わされる。⁽³⁹⁾

芦田均小委員長「此ノ規定ヲ読ンデ委員会ノ多数ノ人ガ心配シタコトハ、此ノ儘デ行ケバ、……家督相続トカ、戸主權ト云フ風ナモノガ総テ吹き飛ンデシマツテ、サウ云フ在来ノ家ノ思想ニ基ク家督相続、若クハ戸主權ノ如キモノヲ残シテ置クコトガ憲法第二二条ト正ニ面衝突ヲ起シハシナイカ、サウナツテハ余リニ行キ過ギダ、……

斯ウ云フコトヲ心配シテ居ルノデス」。

金森徳次郎国務大臣「此ノ規定カラ直接ニサウ云フ結果ニナツテ来ルト云フコトハナイデハナイカト思フノデアリマスガ、勿論家ヲ特ニ認メナイト云フヤウナ考ヘ方ノ議論デアルコトハ聞イテ居リマスケレドモ、ソレニシテモ祀ヲ絶ツト云フコトヲ考ヘテ居ルモノハマダ聞キマセヌ、ソレハ迷信ノ問題ニ近イノデハナイカ、……此ノ憲法第二十二條ノ第二項ノ規定ガソコマデ制限シテ居ルト云フ風ニ読メルトハ実ハ考ヘテ居リマセヌデシタ、……」。

衆議院小委員会の目からいえば、第二二条の「行過ぎ」は、他方で、それが「全体トシテ見ルト、男女ト云フモノヲ平等、対等ニ置イテ保護スルト云フコトヲ規定シテ居ル」ことに対する「心配」をもたらず。そこで、「親子、兄弟、姉妹ノ関係等ヲ調節スル」⁽⁴¹⁾ために「国民の家庭生活は保護される」という一項を追加する修正案⁽⁴²⁾が出されたが、「二十二条ハ正ニ其ノ趣意デアツテ、他ニ家庭生活トカ或ハ家督相続トカ戸主權トカ云フ風ナ、従来ノ日本ノ家族主義ノ特色トスル所ヲ特ニ排除スル意味デハナイ」⁽⁴³⁾というような説明もあって、それは撤回される。

その結果、衆議院では、第二二条については、第二項の「個人の權威」が「個人の尊嚴」に改められたほかは、政府の原案通りとなるとともに、条文の新設によって「第二二条」が現在の「第二四條」に修正されるにとどまった。

八月二四日に衆議院で修正可決された憲法改正案は、ついで貴族院に送付される。「第二四條に關連して将来の家族制度がどうなるかという問題が詳細に、かつ繰り返してとり上げられたことが貴族院における審議の特色であった」⁽⁴⁴⁾。本会議ののち、審議は特別委員会に付託されたうえで、修正案作成のために秘密会で開かれた、小委員会が設けられる。そのさい、一〇月一日の第三回小委員会で、第二四條について、委員の一人から、次のような修正意見が出され

た⁽⁴⁵⁾

牧野英一「家族制度ノ原則トシテ『家族生活はこれを尊重する。法律は家族生活の平和及健全の保持の為に制定せねばならぬ。』ヲ二十四条ノ前ニ設ケテ戴キタイ。」

これにつづいて、翌二日の第四回小委員会では、委員の間に次のようなやりとりが交わされる。⁽⁴⁶⁾

田所美治「二十四条デハ日本ノ家族生活ノ本質ヲ少シモ現ハシテ居ラズ、之ヲ打壊シテ居ル。其処デ『家族生活は之を尊重する』ト云フコトヲ二十四条中ニ入レルカ又ハ新シイ一ケ条ヲ入レルカシテ戴キタイ。之ニ依ッテ法律モ之ヲ尊重スルデアラウ。」

……

霜山精一「『家族生活』ト云フノハ不明瞭デアル。従来ノ家トイフモノヲ尊重シテ守リ立テテ行く意味ナラバ、二十四条トハ両立シナイノデハナイカ。」

田所美治「親子、兄弟ト云フコトガ日本ノ美俗デハナイカ。」
……

松本学「第三章八個人ノ人権ノミヲ取上ゲテ居ルノデハナク、同時ニ社会生活ノコトガ規定サレテ居ル所ニ第三章ノ妙味ガアル。サウスルト日本ノ社会生活ニハ西洋ノ社会生活ダケデナク、ソレヨリ一段下ニアル独特ノ社会生活タル家ノ生活ガアルカラ、之ヲ尊重スル趣旨ヲ一ケ条入レルコトニ賛成スル。」

……

霜山精一「二十四条二項中ニ『家族に関する事項』トアルカラ、此処デ其ノ趣旨ノ規定ガナサレテ居ルノデハ

ナイカ。」

……

浅井清「現在ノ家庭生活ヲ尊重スルト云フ趣旨ナラバ、霜山君ノ意見ノ如ク解スルコトニ依テ解決サレルノデハナイカ。」

松本学「二十四条二項ノ『家族』ハドウモ婚姻カラ出発シタモノデ、西洋ノ家族其ノモノト云フヤウニ読マレ、親子ヲ含ムモノトハ読メナイ。」

……

宮沢俊義「二十四条ハ従来ノ日本ノ家族生活ニハ大キナ弊害ガアルカラ、之ヲ打破シテ民主化シヨウトスルノガ趣旨デハナイカ。然リトスレバ斯ル修正案ヲ挿入スルコトハ二十四条ノ精神ニ反スルモノデアル。」

こうしてみると、はじめに「家ノ生活」があり、それが「現在ノ家庭生活」であると説くいわゆる淳風美俗論者は、第二四条二項の「家族」は「婚姻カラ出発シタ……西洋ノ家族其ノモノ」であると解し、だからこそ「家ノ生活」はそういう意味での「家族」にそぐわないと考えていたことが分かる。そこから、やり場のない不満は、「第三章ハ宜ク出来テ居ルガ、我国ノ国体ノ根本ニナル家族生活ノ関係、親子ノ忠孝ヲ基トシタ国体ノコトヲ少シモ解シテ居ラズ、第二十四条ハ婚姻関係カラ生ジタ事柄シカ規定シテ居ナイ」というあからさまな発言となつて噴き出して来るのである。

しかし、より基本的な問題は、シロタは、彼らが理解したように、「婚姻カラ出発シタ……家族」を考えていたとしても、はたしてそれだけのことを意識していたのかという点にある。いいかえれば、シロタがいう「家庭」とは、

「夫婦およびその子によって構成される家庭」に限られないのではないかということである。これまで見てきたように、シロタは、何よりもまず「家庭」を念頭におき、その上で「婚姻」を考えていた。しかもそれらを買っていたのは、女性と子供の権利であった。たとえば、シロタが書いた（にもかかわらず総司令部内の検討の結果削除された）条文の一つに、「妊婦と乳児の保育にあたる母親は、既婚、未婚を問わず、国から守られる。彼女達が必要とする公的援助が受けられるものとする。⁽⁴⁸⁾ 摘出でない子供は法的に差別を受けず、法的に認められた子供同様に、身体的、知的、社会的に成長することに於いて機会を与えられる」とあるのは、そのあらわれといえるのではないか。そうだとすれば、第二四条二項にいう「家族」がそういう発想で書かれたということは、その解釈にあたって、十分留意されてよいことのように思われる。⁽⁵⁰⁾

いずれにせよ、第二四条の修正をめぐる小委員会の対立は、この後、特別委員会に持ち込まれたうえ、さらに本会議にもつれこむ。その結果、貴族院では、「家族生活はこれを尊重する」という修正案は、過半数の賛成を得るもの、憲法修正に必要な三分の二に達しなかつたため、結局葬られることになった。

こうして憲法第二四条は、難渋の末、ようやく帝国議會を通過する。そして、一〇月二十九日に枢密院の可決により生まれた日本国憲法は、一月三日に公布され、翌一九四七年五月三日に施行されたのである。

- (39) 衆議院事務局(編)・第九〇回帝國議會衆議院帝國憲法改正案委員小委員会速記録一四〇頁(一九九五年)〔以下「小委員会速記録」として引用〕。当時會議は秘密会で開かれており、この議事録も、冒頭に述べたように、長い間正式に公開されてはいなかった。ただし、審議の大意については、佐藤達夫・日本國憲法成立史第四卷七一—八三八頁(佐藤功補訂、一九九四年)〔以下「佐藤達夫四卷」として引用〕が、政府委員として出席を求められていた著者および補訂者らのメモに従い、かなり詳しく記述している。本章では、これも利用させていただいた。
- (40) 小委員会速記録九八頁。鈴木義男委員(日本社会党)の発言である。
- (41) 同所。
- (42) 佐藤達夫四卷七二頁。社会党の修正意見である。
- (43) 小委員会速記録一四三—四四頁。金森國務大臣の答弁を要約した芦田小委員長の発言である。
- (44) 佐藤達夫四卷九〇七頁。この部分は、佐藤功補訂にかかる。
- (45) 參議院事務局(編)・帝國憲法改正案特別委員小委員会筆記要旨二二頁(一九九六年)。なお、牧野英一委員は、九月三〇日の第二回小委員会で、前文の審議に入ったさい、いわゆる社会的正義の原則と文化主義の原則——詳しくは、牧野英一・家族生活の尊重四八頁以下(一九五四年)参照——とを盛り込んだ独自の修正案を提出したが、「GHQハ、前文ニ付テハ英文ハ変ヘテ貫ヒタクナイ、……トノコトダッタ」(高柳賢三委員の発言)という意向をくんで、結局、會議は原案尊重の態度で進められた(同書一一頁)。
- (46) 同書三〇—三一頁。
- (47) 同書三二頁中の田所美治委員の発言である。なお、筆記要旨の取材をうけた内野正幸教授は、「国体と家族生活を関連づけるような保守的な人が当時でも不思議はない。宮沢委員らは条項が悪用されることを警戒したのだろう」とコメントしていることが伝えられている(朝日新聞一九九六年一月二二日)。
- (48) ここどころ原文では改行されているが、便宜行を続ける。
- (49) ベアテ一六一、一八六頁。
- (50) すでに、辻村みよ子「憲法二四条と夫婦の同権」法律時報六五卷一二号四二頁(一九九三年)は、シロタが起草した諸条項——そこでは「ベアテ草案」として紹介されている——をふまえた上で、家族憲法学の解釈論を展開している。

五 おわりに

それから五〇年、折しも一九九四年は、国連の国際家族年 (International Year of the Family) の年であった。その運動のスローガンにかかげられた “Building the smallest democracy at the heart of society” の意味について、次のように説かれている。⁽⁵¹⁾

「日本政府は、日本語のスローガンを『家族からはじまる小さなデモクラシー』とすることにきめています。

この日本語ですと、家族は『社会の核』 (the heart of society) であるという意味あいが、ややあいまいになっていますが、国連ではこの点がもっと大切にされているようです。つまり、家族は社会の『核』ですから、家族が健全でなければ社会全体も健全にならないという、家族と社会全体の相互関係がここでは示されていますが、日本語だと、この『核』の意味がよみとれません。」

そしてこのような趣旨を、シロタは、戦後焼け野原の日本に降り立って、憲法に明文で謳おうとしたのである。それをもう一度記しておこう。

「家庭は、人類社会の基礎であり、その伝統は、善きにつけ悪しきにつけ国全体に浸透する。それ故、婚姻と家庭とは、法の保護を受ける。」

あらためて失われたものの貴重さを考えずにはいられない。⁽⁵²⁾

(51) 渡辺洋三・家族法を見直す三頁(岩波ブックレット、一九九四年)。

(52) 宮沢俊義・憲法II〔新版〕四三〇—三二一頁(一九七四年)は、家庭(家族)の保護に関して、「個人の尊厳と両性の平等に立脚する家庭こそ、民主社会のもっとも重要な生活単位であり、そこでこそ人間に値いする生活が営まれる可能性が多いのであるから、憲法は、それをどこまでも守ろうとする。マカーサー草案に『家庭は人間社会の基底である』……とあったのも、諸国の人権宣言に家庭を保護する旨の規定があるのも、その意味である。日本国憲法には、そういう規定はないが、それは民主主義の当然の帰結であり、あえて明文の規定をまたない」と説く。

(姫路短期大学助教授)